

化学物質等安全データシート

PAGE-1

MSDS整理番号: 11000200

作成年月日: 2007年05月25日
 改正年月日: 2014年10月31日

1. 名称

製品の名称: ステンレスコート S I Lタイプ (エアゾール)

2. 成分及びその含有量

危険有害性成分 (化学名又は一般名)	濃度%	CAS No.	PRTR法 政令No	政令第2条-劇物 安衛法別表第9 通知物質番号
キシレン	18.0	1330-20-7	1種 80	136
シリコン樹脂	18.0		非該当	非該当
金属箔粉顔料	9.0		非該当	非該当
ジメチルエーテル	27.5	115-10-6	非該当	非該当
L P G	27.5		非該当	非該当

3. 物理的及び化学的性質

- ・ 外観状態: 液体 (20°C)(原液)
- ・ 色相: 銀灰色
- ・ PH値:
- ・ 臭気: 溶剤臭あり
- ・ 沸点: 125 °C (原液)
- ・ 蒸気圧: 1593 Pa (32 °C)
- ・ 密度: 密度 (比重) 0.95±0.05 (20°C)(原液)
- ・ 引火点: 24.2°C (原液)
- ・ 発火点: 387 °C (原液)
- ・ 爆発限界: 1.2%~13.8%
- ・ その他: 特に情報を有していない

4. 人体に及ぼす作用 (危険有害性情報)

- ・ 刺激性 - 液体及び蒸気は、眼、鼻、喉、呼吸器官、粘膜、皮膚等を刺激する。(発熱、灼熱感、痛み、炎症等)
- ・ 急性毒性 - 蒸気を吸入すると有機溶剤中毒や健康障害(吐き気、頭痛、目眩、嘔吐、知覚異常、と昏睡、意識喪失等)を起こす危険性がある。
 - 液体を飲み込むと肺に吸収されて化学性肺炎を起こしたり、胃腸刺激や吐き気、嘔吐、下痢等を起こす危険性がある。
- ・ 慢性毒性 - 長期間反復接触により皮膚が脱脂されたり、感作されたりする恐れがある。
 - 長期間の繰り返し使用により、肝臓、腎臓等の各臓器や中枢神経系、神経系、呼吸器系、聴覚器、生殖器または胎児等に中毒や障害を及ぼす危険性がある。
 - 長期間の繰り返し使用により、発がんの恐れがある。

危険有害成分	急性毒性		感作性	変異原性	催奇形性	生殖毒性
	経口毒性 (LD50 [mg/Kg])	吸入毒性 (LC50 [ppm])				
キシレン	4300 ラット	8000 4h ラット 5320 8h マウス	記載なし	菌類の試験で 変異原性なし	動物実験で催奇形性は認められず	情報なし

その他: アルコール飲料の使用により、有害作用が増大する恐れがある。
 ・ 日本産業衛生学会の調査では当該物質の発癌性に関する記載なし。



5. 貯蔵又は取扱上の注意

・引火性液体 [危険] 引火性の高い液体および蒸気。引火性の高いエアゾール。

[取扱い]

- 労働安全衛生法、消防法等の関連法規に遵守して作業を行うこと。
- 必ず保護眼鏡、保護手袋、保護マスク等を着用し、眼や皮膚に皮膚に触れないよう注意すること。
- 取扱時は飲食または喫煙をしないこと。
- 取扱場所は防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用し、静電気放電や火花による引火を防止すること。
- 取扱い後は手を洗い、うがい、鼻孔の洗浄等を充分に行い、衣服等に付着した場合塗料の付いた着替えること。汚れた衣類は必ず洗濯すること（汚れた衣類の再着用不可）。
- 塗料の付いたウエスや塗料カス、スプレダストは廃棄するまで水に浸けておくこと。
- 取扱い作業では漏液、飛散等に注意し、蒸気発生を極力抑え、作業環境を管理濃度以下に保つよう努めること。
- 中身を容器から出し入れする場合には周囲にこぼれない様に充分注意すること。
- 取扱場所では火気（裸火）、火花やアークを発生する物及び高温熱源など引火の危険性がある物を使用しないこと。
- 静電気対策を行い、作業服や作業靴は通電性の良い物を着用すること。
- 容器は密閉式で、破損、腐食、割れ等のない物を使用し、転倒、落下、衝撃を加えたり、引きずったり等、粗暴な取扱をしないこと。
- 指定された材料や物品以外は、絶対に混合しないこと。
- 指定された用途以外には絶対に使用しないこと。

[保管]

- 保管は出来るだけ涼しく直射日光の当たらない一定の場所を定め、完全にフタをし、施錠して保管すること。
- 貯蔵場所は、ボイラー等の高温熱源のある所を避け、通風を良くして換気の良い場所へ施錠して貯蔵すること。
- 屋内貯蔵所や屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等消防法に定められた場所へ貯蔵すること。
- 容器は常にフタを上に向けて置き、使用済容器については一定の場所を定め、施錠して集積すること。
- 保管、貯蔵は子供の手の届かない所とすること。

[廃棄]

- 廃棄する場合は、都道府県知事の認可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託して廃棄すること。エアゾール缶は、缶に穴を開けて残留ガスを完全に抜いて廃棄すること。

6. 流出その他の事故が発生場合の処置

[緊急時の応急措置]

- ・眼に入った場合：
 - 可能であればコンタクトを外し、すぐに多量の綺麗な流水で15分以上洗浄すること。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・皮膚に付いた場合：
 - 付着物を布にて素早く拭き取り、大量の水及び石鹸又は皮膚用の洗剤を使用し、十分に洗い落とす（溶剤、シナーの使用不可）。
 - 汚れた衣服を再使用する場合は必ず洗濯して使用すにこと。
 - 皮膚刺激または発疹がおきた場合は直ちに医師の診断を受けること。
- ・吸入した場合：
 - 空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸し易い姿勢で休息させること。
 - 呼吸停止又は呼吸が弱い場合は人工呼吸を行い、呼吸困難な場合は酸素吸入を施すこと。
- ・飲み込んだ場合：
 - 患者に意識のある場合は、水かぬるま湯で口を濯ぐ程度で、口から何も与えないこと。
 - 意識的に吐かせず安静させること。無理に吐かせると肺に入って化学性肺炎を起こす危険性がある。
 - 意識の無い場合も、口から何も与えないこと。
- ・暴露懸念の場合：
 - 暴露又はその懸念がある場合は直ちに医師の診断を受けること。

！ 以上、いかなる場合に於いても、必ず直ちに医師の診断を受けること。 ！

[貯蔵又は取扱上の注意]

[貯蔵]

- ・ 保管は出来るだけ涼しく直射日光の当たらない一定の場所を定め、完全にフタをし、施錠して保管すること。
- ・ 貯蔵場所は、ボイラー等の高温熱源のある所を避け、通風を良くして換気の良い場所へ施錠して貯蔵すること。
- ・ 屋内貯蔵所や屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等消防法に定められた場所へ貯蔵すること。
- ・ 容器は常にフタを上に向けて置き、使用済容器については一定の場所を定め、施錠して集積すること。
- ・ 保管、貯蔵は子供の手の届かない所で、且つ摂氏40度異常にならない所とすること。

[取扱い]

- ・ 労働安全衛生法、消防法等の関連法規に遵守して作業を行うこと。
- ・ 必ず保護眼鏡、保護手袋、保護マスク等を着用し、眼や皮膚に皮膚に触れないよう注意すること。
- ・ 取扱時は飲食は喫煙をしないこと。
- ・ 取扱い場所は防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用し、静電気放電や火花による引火を防止すること。
- ・ 取扱い後は手洗い、うがい、鼻孔の洗浄等を充分に行い、衣服等に付着した場合直ちに替えること。汚れた衣類は必ず洗濯すること（汚れた衣類の再着用不可）。
- ・ 塗料の付いた缶や塗料カス、スプレードストは廃棄するまで水に浸けておくこと。
- ・ 取扱い作業では、漏液、飛散等に注意し、蒸気発生を極力抑え、作業環境を管理濃度以下に保つよう努めること。
- ・ 中身を容器から出し入れする場合には周囲にこぼれない様に充分注意すること。
- ・ 取扱場所では火気（裸火）、火花やアークを発生する物及び高温熱源など引火の危険性がある物を使用しないこと。
- ・ 静電気が対策を行い、作業服や作業靴は通電性の良い物を着用すること。
- ・ 容器は引きずり等、破損、腐食、割れ等のない物を使用し、転倒、落下、衝撃を加えた指定された材料や物品以外には絶対に使用しないこと。
- ・ 指定された用途以外には絶対に使用しないこと。

[廃棄]

- ・ 環境への放出を避け、廃棄する場合は、都道府県知事の認可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して廃棄すること。

9. 安定性及び反応性

- | | | |
|-------|----------------|------------------------|
| [安定性] | - 通常状態では安定である。 | - 長期間保存した場合は製品が劣化する |
| [反応性] | - 接触により危険のある物質 | - 特に情報を有していない |
| | - 燃焼等による有害ガス発生 | - CO、低分子モノマーなどの有害ガスが発生 |
| | - その他の反応性情報 | - 標準条件では危険な反応はしない |

10. 適用される法令

- | | |
|-------------|--|
| [消防法] | : 第2条第4類 第二石油類 (非水溶性液体) 危険等級Ⅲ |
| [労働安全衛生法] | : 労働安全衛生第57条の1、2、3、4、5号 |
| | : 改正労働安全衛生規則第34条の1、2、2、4、5号 |
| | : 危険物(引火性物質) 有機則(第2種有機溶剤) |
| | : 施行令別表第1危険物(可燃性のガス) |
| [高圧ガス取締法] | : 第2条(液化ガス) 一般高圧ガス保安規則第2条(可燃性ガス) |
| [国連番号 1950] | : IMDG(P.2133) クラス2(2.1) ICAO/IATA クラス2 副3 |
| | : 旅禁 PAT禁 CAO 200 |
| [船舶安全法] | : 危規則 第3条 危険物告示別表第2 高圧ガス(E-上、下/上) |
| [航空法] | : 施行規則 第194条 危険物告示別表第2 高圧ガス(D-旅禁) |
| [港則法] | : 施行規則第12条 危険物(高圧ガス) |
| [PRTR法] | : 第1種指定化学物質を含有する |

11. その他参考となる事項

[組成物質の有害性および暴露基準濃度]

物質名	管理濃度	ACGIH(TLV)	経口毒性 LD50	IARCクラス
キシレン	100 ppm	434 mg/m ³	rat 4300 mg/Kg	3
メチルエーテル	設定ナシ	情報ナシ	情報ナシ	情報ナシ

主な引用文献 : 日本塗料工業会編『原材料物質データベース』
 : 日本塗料工業会編『製品安全データシートガイドブック(混合物用)』
 : オーム社『溶剤ポケットブック』
 : 危険物防災救急便覧
 : 化学工業日報社 13599の化学商品。国際化学物質安全カード(ICSC)

[注意] ・このM S D Sは、当社製の製品を適正にご使用頂くと、たぬに必要で、注意しな
 ・なM S D Sは、簡潔に社入りのめしたで、通常取扱めに対象とし、たも
 ・記載内容の化学製法は、現時点で、簡潔に社入りのめしたで、通常取扱めに対
 ・全記載内容の化学製法は、現時点で、簡潔に社入りのめしたで、通常取扱めに対
 ・注記内容の化学製法は、現時点で、簡潔に社入りのめしたで、通常取扱めに対
 ・このM S D Sは、現時点で、簡潔に社入りのめしたで、通常取扱めに対
 ・ありまは、現時点で、簡潔に社入りのめしたで、通常取扱めに対
 ・規制に、現時点で、簡潔に社入りのめしたで、通常取扱めに対